

報道関係各位

## 地域のDX推進に取り組む 地域活性化起業人の委嘱について

令和6年10月11日（金）、埼玉りそな銀行から派遣された社員を皆野町地域活性化起業人として委嘱しました。

今回委嘱した地域活性化起業人には、デジタル技術を活用した役場庁内や地元事業者の業務効率化に取り組んでいただきます。

地域活性化起業人の委嘱に併せて、町と令和5年10月に「地域DX推進に関する連携協定」を締結し、行政や地元事業者へのヒアリングや実証実験の支援を実施した地域デザインラボさいたま（埼玉りそな銀行の子会社）の園田孝文代表取締役社長と地元の埼玉りそな銀行皆野支店保泉支店長が来庁され、今後の地域DXの推進を連携して行っていくための懇談を行いました。



（写真左から）地域デザインラボさいたま代表取締役社長 園田氏、埼玉りそな銀行 丸林氏（起業人派遣者）、黒澤町長、埼玉りそな銀行皆野支店長 保泉氏

記

○派遣元企業 埼玉りそな銀行

○派遣期間 令和6年10月1日～令和7年3月31日

○派遣人数 1名

※地域活性化起業人制度とは

地方公共団体が、三大都市圏に所在する企業等の社員を6か月以上最長3年間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図るという国の制度。

【問い合わせ】

企画財政課政策推進担当 阿保

電話：0494-26-7334 FAX：0494-62-2791

